

## 岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費について、予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、岡崎市補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見のため、当該高齢者等を介護している家族等によるGPS等機器を用いた位置情報検索システムの利用を促進することにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、認知症等になっても地域で暮らし続けることができる環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) GPS等機器 GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、その位置情報を検索できる端末機器をいう（ただし、一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。）。
- (2) 位置情報検索サービス GPS等機器の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症高齢者等を支援する家族等とする。

- (1) 岡崎市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱（以下「ネットワーク事業要綱」という。）第3条第1項3号に規定する要件に該当する者（ただし、同号に規定する第1号対象者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者に限る。）
- (2) 在宅で生活している者（入院及び施設入所している者を除く。）
- (3) これまでに本要綱に基づき導入したGPS等機器を利用したことのない者

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる基準を満たす位置情報検索サービスの導入に要する経費であって、別表2に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、当該額が1

万円を超えるときは1万円とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して90日を経過した日又は位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早く到来する日までに、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置情報検索サービス導入に係る初期費用の支払い手続きが完了したことを証する書類(申請者名義の領収書の写し等)
- (2) 導入したサービス、機器等の内容が確認できる書類
- (3) 介護保険被保険者証の写し(ただし、ネットワーク事業要綱第3条第1項3号に規定する第1号対象者に限る)
- (4) 療育手帳等の写し(ただし、ネットワーク事業要綱第3条第1項3号に規定する第2号対象者に限る)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、GPS等機器の適切な管理、緊急時における位置情報検索システムを用いた位置情報の検索及び岡崎警察署への行方不明者の届出等関係機関への要請を行うGPS等機器管理者を、前項に規定する様式第1号により届け出るものとする。

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を認めたときは、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金請求書(様式第3号)により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受領したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得したGPS等機器等については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して1年間は、当該サービスの利用を継続するものとする。ただし、当該サービス利用の継続が困難と市長が認める場合はこの限りではない。

3 GPS等機器を事業者に戻却したことにより、収入があったときは、市長はその収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 関係法令等に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則及び要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、岡崎市認知症高齢者等位置情報検索サービス導入費等補助金取消決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

3 本条第1項の規定により、補助金の返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑測)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 5 条関係)

1 GPS等機器に関する基準
(1) 主としてGPS等機器を保有する者の位置情報を把握することが目的であること (2) 衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること (3) 一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと (4) 高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること (5) GPS等機器の連続動作時間が最大 200 時間以上であること
2 サービスの問合せ窓口に関する基準
GPS等機器及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費

対象となる初期費用
GPS等機器を用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPS等機器（シューズ、充電器等の専用付属品を含む）の購入に係る費用</li> <li>・GPS等機器（シューズ、充電器等の専用付属品を含む）の送料</li> <li>・位置情報検索システムの導入に係る手数料</li> <li>・その他市長が必要と認める費用</li> </ul>
対象とならない費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPS等機器のレンタル等に係る月額又は定期的に支払う費用</li> <li>・GPS等機器の修繕、紛失、返却等により発生する費用</li> <li>・位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う利用料</li> <li>・位置情報検索システムに係る通信料</li> <li>・位置情報検索システムの検索補助に係る費用</li> <li>・位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用</li> <li>・位置情報検索システムの解約により発生する費用</li> </ul>